

# 東洋大学学則

昭和24年4月1日  
施行

改正	昭和 25 年 4 月 1 日	昭和 26 年 4 月 1 日
	昭和 27 年 4 月 1 日	昭和 29 年 4 月 1 日
	昭和 31 年 4 月 1 日	昭和 32 年 4 月 1 日
	昭和 34 年 4 月 1 日	昭和 36 年 4 月 1 日
	昭和 37 年 4 月 1 日	昭和 39 年 4 月 1 日
	昭和 40 年 4 月 1 日	昭和 41 年 4 月 1 日
	昭和 43 年 4 月 1 日	昭和 46 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 4 月 1 日	昭和 51 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	昭和 58 年 4 月 1 日
	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 60 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	昭和 63 年 9 月 26 日
	昭和 63 年 11 月 4 日	平成元年 4 月 1 日
	平成元年 6 月 22 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 7 月 1 日
	平成 3 年 10 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 5 年 4 月 1 日	平成 5 年 10 月 1 日
	平成 5 年 11 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 6 年 9 月 5 日	平成 7 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
	平成 10 年 4 月 1 日	平成 10 年 6 月 1 日
	平成 10 年 9 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 12 年 7 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 14 年 7 月 15 日	平成 15 年 4 月 1 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 7 月 22 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 26 年 7 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条の4）

## 第2章 本学の組織

第1節 教育及び研究の組織（第4条―第8条）

第2節 運営機関及び教職員（第9条―第18条）

## 第3章 修学等

第1節 修業年限（第19条―第20条）

第2節 学年、学期及び休業日（第21条―第23条）

## 第4章 入学、退学、休学、除籍等

第1節 入学、留学等（第24条―第34条）

第2節 休学、退学、転学及び除籍（第35条―第38条）

## 第5章 教育課程及び履修方法（第39条―第45条）

## 第6章 試験及び成績（第46条―第51条）

## 第7章 卒業及び学士の学位（第52条―第55条）

## 第8章 賞罰及び奨学（第56条―第57条の2）

## 第9章 委託学生、科目等履修生及び特別聴講生（第58条―第61条）

## 第10章 外国人留学生（第62条・第62条の2）

## 第11章 学費等

第1節 検定料及び選考料（第63条・第64条）

第2節 学費、科目等履修生等（第65条―第69条）

第3節 手数料（第70条）

第4節 学費の返還制限（第71条）

## 第12章 正規外の講座（第72条―第74条）

## 第13章 厚生寮、学生寮及び厚生保健施設（第75条―第79条）

## 第14章 補則（第80条―第82条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき、学校法人東洋大学が設置する東洋大学（以下「本学」という。）における教育及び研究の組織並びに運営について必要な事項を定める。

（本学の目的）

第2条 本学は、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施細目については、別に定める。

（認証評価）

第3条の2 本学は、前条第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 本学は、前項に加え、大学の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(情報の公表)

第3条の4 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に基づき、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表する。

2 前項の公表方法については、別に定める。

## 第2章 本学の組織

### 第1節 教育及び研究の組織

(学部及び学科)

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

#### (1) 文学部

##### ア 第1部

- (ア) 哲学科
- (イ) 東洋思想文化学科
- (ウ) 日本文学文化学科
- (エ) 英米文学科
- (オ) 史学科
- (カ) 教育学科
- (キ) 国際文化コミュニケーション学科

##### イ 第2部

- (ア) 東洋思想文化学科
- (イ) 日本文学文化学科
- (ウ) 教育学科

#### (2) 経済学部

##### ア 第1部

- (ア) 経済学科
- (イ) 国際経済学科
- (ウ) 総合政策学科

##### イ 第2部

経済学科

#### (3) 経営学部

##### ア 第1部

- (ア) 経営学科
- (イ) マーケティング学科
- (ウ) 会計ファイナンス学科

##### イ 第2部

経営学科

#### (4) 法学部

- ア 第1部
  - (ア) 法律学科
  - (イ) 企業法学科
- イ 第2部
  - 法律学科
- (5) 社会学部
  - ア 第1部
    - (ア) 社会学科
    - (イ) 社会文化システム学科
    - (ウ) メディアコミュニケーション学科
    - (エ) 社会心理学科
    - (オ) 社会福祉学科
  - イ 第2部
    - (ア) 社会学科
    - (イ) 社会福祉学科
- (6) 理工学部
  - ア 機械工学科
  - イ 生体医工学科
  - ウ 電気電子情報工学科
  - エ 応用化学科
  - オ 都市環境デザイン学科
  - カ 建築学科
- (7) 国際学部
  - ア グローバル・イノベーション学科
  - イ 国際地域学科
- (8) 国際観光学部
  - 国際観光学科
- (9) 生命科学部
  - ア 生命科学科
  - イ 応用生物科学科
- (10) ライフデザイン学部
  - ア 生活支援学科
  - イ 健康スポーツ学科
  - ウ 人間環境デザイン学科
- (11) 総合情報学部
  - 総合情報学科
- (12) 食環境科学部
  - ア 食環境科学科
  - イ 健康栄養学科
- (13) 情報連携学部
  - 情報連携学科

2 前項の学科のもとに、教育研究上の必要に応じ専攻等を置くことができる。

3 各学部における学部規程は、別に定める。

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第4条の2 各学部は、学部及び学科又は専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定める。

(学位授与、教育課程編成・実施並びに入学者受入の方針)

第4条の3 各学部は、前条の目的を達成するために、学部及び学科又は専攻の学位授与に関する方針、教育課程編成・実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を学部規程に定める。

(学生定員)

第5条 本学の各学部及び学科又は専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員		収容定員		
			第1部	第2部	第1部	第2部	
文学部	哲学科		100		400		
	東洋思想文化学科		100	30	400	120	
	日本文学文化学科		133	50	532	200	
	英米文学科		133		532		
	史学科		133		532		
	教育学科	人間発達専攻	100		400		
		初等教育専攻	50		200		
				40		160	
		国際文化コミュニケーション学科		100		400	
		(計)		849	120	3,396	480
経済学部	経済学科		250	150	1,000	600	
	国際経済学科		183		732		
	総合政策学科		183		732		
	(計)		616	150	2,464	600	
経営学部	経営学科		316	110	1,264	440	
	マーケティング学科		150		600		
	会計ファイナンス学科		216		864		
	(計)		682	110	2,728	440	
法学部	法律学科		250	120	1,000	480	
	企業法学科		250		1,000		
	(計)		500	120	2,000	480	
社会学部	社会学科		150	130	600	520	
	社会文化システム学科		150		600		
	メディアコミュニケーション学科		150		600		
	社会心理学科		150		600		
	社会福祉学科		150	45	600	200	
				3年次	10		
	(計)		750	175	3,000	720	
			3年次	10			
理工学部	機械工学科		180		720		
	生体医工学科		113		452		

	電気電子情報工学科		113		452
	応用化学科		146		584
	都市環境デザイン学科		113		452
	建築学科		146		584
	(計)		811		3,244
国際学部	グローバル・イノベーション学科		100		400
	国際地域学科	国際地域専攻	210		840
		地域総合専攻	80		320
	(計)		390		1,560
国際観光学部	国際観光学科		366		1,464
生命科学部	生命科学科		113		452
	応用生物科学科		113		452
	(計)		226		904
ライフデザイン学部	生活支援学科	生活支援学専攻	116		464
		子ども支援学専攻	100		400
	健康スポーツ学科		180		720
	人間環境デザイン学科		160		640
	(計)		556		2,224
総合情報学部	総合情報学科		260		1,040
食環境科学部	食環境科学科	フードサイエンス専攻	70		280
		スポーツ・食品機能専攻	50		200
	健康栄養学科		100		400
	(計)		220		880
情報連携学部	情報連携学科		400		1,600
[合計]			6,626	675	26,504
					2,720

3年次 10

2 文学部第1部及び第2部東洋思想文化学科の「インド思想コース」、「中国語・中国哲学文学コース」、「仏教思想コース」及び「東洋芸術文化コース」の定員は、別に定める「文学部東洋思想文化学科のコースに関する規程」による。

(通信教育課程)

第6条 文学部日本文学文化学科及び法学部法律学科に、通信教育課程を置く。

2 通信教育課程に関する学則は、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(附属施設等)

第8条 本学に、附属施設として図書館、研究所、センターその他の教育及び研究に必要な施設を置くことができる。

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

第2節 運営機関及び教職員

(学長)

第9条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第9条の2 本学に、副学長を若干名置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第10条 各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

(学部長会議)

第11条 各学部の連絡調整及びその他緊急を要する事項につき、学長の諮問に応えるために学部長会議を置く。

2 学部長会議規程は別に定める。

(教授会)

第12条 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該学部の運営に関する事項を審議するために、各学部に教授会を置く。

2 教授会規程は別に定める。

第13条 削除

(大学協議員)

第14条 教学及び運営上の重要事項を審議するため、大学協議員会を置く。

(各種委員会)

第15条 学長が必要と認めるときは、課題ごとに委員会（以下「各種委員会」という。）を設置することができる。

(大学協議員会及び各種委員会に関する規程)

第16条 大学協議員会及び各種委員会に関する規程は、別に定める。

(教職員)

第17条 本学に、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、特殊資格職員、技術職員及び現業職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じ、非常勤の教員及び職員を置くことができる。

(学外者研究員)

第18条 本学に、学外者研究員を置くことができる。

2 学外者研究員に関する規程は、別に定める。

### 第3章 修学等

#### 第1節 修業年限

(修業年限)

第19条 学部の修業年限は、4年とする。

(修業年限の通算)

第19条の2 科目等履修生（大学入学資格を有しない者を除く。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 前項の修業年限の通算は、本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他教授会が必要と認める事項を勘案して行う。

(在学年限)

第20条 卒業に必要な単位を修得するために在学できる年数（以下「在学年数」という。）は、通算して8年を限

度とする。この場合において、休学年数は在学年数に算入しない。

2 再入学又は編入学をした者の在学年数は、前項の在学年数から再入学又は編入学までの通常の在学の年数を控除した年数とする。

## 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学生については10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第22条 学年を分けて、次の2期とする。ただし、学長は、教授会の意見を聴いて、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第23条 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）を、次のとおり定める。ただし、学長は、教授会の意見を聴いて、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日（11月23日）

(4) 学祖祭（6月6日）

(5) 春季休業 2月上旬から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月上旬から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

## 第4章 入学、退学、休学、除籍等

### 第1節 入学、留学等

(入学の時期)

第24条 入学期は、学期の初日から30日以内とする。

(入学資格)

第25条 学部第1年次に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 大学入学資格検定（平成17年1月31日規程廃止）に合格した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願及び選考)

第26条 入学志願者は、所定の書式による入学願書を提出し、別表第1に定める入学検定料を納入し、かつ、選考試験を受けなければならない。

(入学の手続)

第27条 入学を許可された者は、入学金を納入し、所定の書式により誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第28条 保証人は、父、母又はその他の成人者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

3 学生は、保証人を変更し、又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(学生証)

第29条 入学手続を終えた者には、学生証を交付する。

(編入学)

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、編入学を許可することができる。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(転入学)

第31条 学長は、他の大学の学生が、その大学の許可を得て本学に転入学を願い出たときは、選考のうえ、転入学を認めることができる。

2 転入学に関する規程は、別に定める。

(転部・転科)

第32条 学長は、学生が学部以外の部へ、又は他の学部及び学科又は専攻へ転部及び転科を願い出たときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 転部・転科に関する規程は、別に定める。

(留学)

第33条 学長は、学生が外国の大学で学修することを願い出たときは、教授会の意見を聴いて留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に算入する。

(二重学籍の禁止)

第34条 学生は、他の学部学科又は他の大学と併せて在学することはできない。ただし、本学と本学の協定大学の間で実施されるダブル・ディグリー・プログラム及びジョイント・ディグリー・プログラムへの参加者には適用しない。

第2節 休学、退学、転学及び除籍

(休学)

第35条 引続き3カ月以上修学できない学生が休学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 休学は、連続する2学期限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は教授会の意見を聴いて、2学期を超える期間の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して8学期を超えることはできない。

4 願いにより休学した者が、休学の期間が満了した場合又は休学期間中に休学の理由が消滅した場合において、復学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(退学)

第36条 学生が理由を明確にして退学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 願いにより退学した者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(転学)

第37条 学生が転学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、除籍する。

(1) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者

(2) 第20条に規定する在学年数を超えた者

(3) 第35条第2項に規定する休学期間を超えた者

(4) 新入生で指定された期限までに履修登録を行わないこと、その他本学において修学的意思がないと認められる者

(5) 外国人留学生で出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証の発給が拒否された者

2 学生は、除籍されることにより、学生の身分を失う。

3 第1項の規定(第2号及び第3号に掲げる者を除く。)により除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

#### 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第39条 本学は、本学の目的並びに学部及び学科又は専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当っては、学部及び学科又は専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次等に配当して編成する。

4 各学部及び学科又は専攻の教育課程における科目区分、授業科目の名称、単位数、配当及び履修方法は、各学部において学部規程に定める。

5 外国人留学生(海外帰国子女を含む。)に対しては、前項に掲げる授業科目の一部に代えて、又はこれに加えて特別の授業科目を置くことができる。

(授業の方法)

第39条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(授業の期間)

第39条の3 授業の期間は、学期ごとに15週にわたる期間並びに15週に1週を加えた16週の前半及び後半の8週にわたる期間とする。

2 授業の期間の日程は、学長が教授会の意見を聴いて定める。

3 前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合には、教授

会の審議を経て授業の期間の日程以外の期日に授業を実施することができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(単位の授与)

第40条 授業科目を履修する場合、その授業科目の授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目の単位を与える。

(単位の計算方法)

第41条 授業科目の単位数は、1単位につき45時間の学修を要することを標準とし、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位の授業時間を定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長が教授会の意見を聴いて定める。

(履修手続)

第42条 授業科目の履修については、各学期の所定の期日内に届け出て許可を得なければならない。

2 他の学部及び学科又は専攻の授業科目の履修については、前項の規定を準用する。

3 各学部は、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程に定める。

(他の大学の授業科目の履修)

第43条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、学長は教授会の意見を聴いて、60単位を限度に卒業所要単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条により本学において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認めることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条第2項及び第43条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(留学の場合の準用)

第44条 第43条第2項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合について準用する。

(教育職員その他の資格)

第45条 学部及び学科又は専攻等において取得できる教育職員その他の資格は、各学部において学部規程に定める。

2 前項の資格取得のための授業科目及び単位数は、各学部において学部規程に定める。

## 第6章 試験及び成績

(試験)

第46条 試験は、筆記又は口述による。ただし、必要と認めるときは、試験に代えて論文その他の方法によることができる。

2 試験の評価点は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

(試験の期間)

第47条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期に行うことができる。

(受験の条件)

第48条 試験は、履修した科目でなければ、受けることはできない。

2 学費等を納入しない者は、試験を受けることはできない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることはできない。

(追試験)

第49条 疾病その他のやむを得ない事情により第47条に規定する試験を受けることができない者には、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、その旨の願い出をしなければならない。

(成績の表示)

第50条 試験の成績は、S(100点から90点まで)、A(89点から80点まで)、B(79点から70点まで)、C(69点から60点まで)、D(59点から40点まで)及びE(39点以下)で表示し、S、A、B及びCを合格とし、D及びEを不合格とする。

(成績の通知)

第51条 試験の成績は、学生に通知する。

## 第7章 卒業及び学士の学位

(卒業に必要な単位)

第52条 各学部及び学科又は専攻の卒業に必要な単位は、各学部において学部規程に定める。

(卒業の要件)

第53条 卒業の要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学すること。

(2) 各学部が定める卒業に必要な要件を充足していること。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学し卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、文部科学大臣の定めるところにより、卒業させることができる。

第54条 削除

(学士の学位)

第55条 卒業した者には、その履修した課程に従い、次の各号に掲げる学士の学位を授与し、卒業証書・学位記を交付する。

(1) 文学部第1部(教育学科を除く。)・第2部(教育学科を除く。) 学士(文学)

- (2) 文学部第1部教育学科・第2部教育学科 学士(教育学)
- (3) 経済学部第1部・第2部 学士(経済学)
- (4) 経営学部第1部・第2部 学士(経営学)
- (5) 法学部第1部・第2部 学士(法学)
- (6) 社会学部第1部・第2部 学士(社会学)
- (7) 理工学部
  - ア 機械工学科 学士(理工学)
  - イ 生体医工学科 学士(理工学)
  - ウ 電気電子情報工学科 学士(理工学)
  - エ 応用化学科 学士(理工学)
  - オ 都市環境デザイン学科 学士(工学)
  - カ 建築学科 学士(工学)
- (8) 国際学部
  - ア グローバル・イノベーション学科 学士(グローバル・イノベーション学)
  - イ 国際地域学科 学士(国際地域学)
- (9) 国際観光学部 学士(国際観光学)
- (10) 生命科学部 学士(生命科学)
- (11) ライフデザイン学部
  - ア 生活支援学科 学士(生活支援学)
  - イ 健康スポーツ学科 学士(健康スポーツ学)
  - ウ 人間環境デザイン学科 学士(人間環境デザイン学)
- (12) 総合情報学部 学士(情報学)
- (13) 食環境科学部
  - ア 食環境科学科 学士(食環境科学)
  - イ 健康栄養学科 学士(健康栄養学)
- (14) 情報連携学部 学士(情報連携学)

## 第8章 賞罰及び奨学

### (表彰)

第56条 学長は、人物及び学業が優秀な者、顕著な善行のあった者及び課外活動の成果が顕著な者に対し、表彰することができる。

2 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特待生 一定期間の授業料の免除又は減額
- (2) 優等生 賞状及び賞品の授与
- (3) その他の表彰

### (懲戒)

第57条 学長は、本学の学則その他の規程に反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対し、教授会の意見を聴いて、行為の軽重と教育上の必要とを考慮して、譴責、停学又は退学の処分をすることができる。

2 退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者以外には、これを行うことはできない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

(奨学)

第57条の2 本学に、奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第9章 委託学生、科目等履修生及び特別聴講生

(委託学生)

第58条 国、法人その他の団体から本学での学修を委託されたときは、その者（以下「委託学生」という。）の履修を許可することができる。

2 委託学生として学修することができる者は、大学入学資格を有する者でなければならない。

3 委託学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第59条 特定の授業科目を履修しようとする者が願い出たときは、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第60条 他の大学（外国の大学を含む。）及び短期大学（以下「大学等」という。）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出たときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(委託学生及び科目等履修生に対するこの学則の準用)

第61条 この学則は、別段の定めがある場合を除き、委託学生及び科目等履修生に準用する。この場合において、学則中「学生」とあるのは、それぞれ必要に応じ、「委託学生」又は「科目等履修生」と読み替える。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第62条 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生に対するこの学則の準用)

第62条の2 この学則は、別段の定めがある場合を除き、外国人留学生に準用する。この場合において、学則中「学生」とあるのは、必要に応じ、「外国人留学生」と読み替える。

第11章 学費等

第1節 検定料及び選考料

(入学検定料等)

第63条 入学を願い出る者は、別表第1に掲げる検定料を納入しなければならない。

2 転部・転科を願い出る者は、別表第2に掲げる検定料を納入しなければならない。

(選考料)

第64条 科目等履修生となることを志願する者は、別表第4に掲げる選考料を納入しなければならない。

第2節 学費、科目等履修料等

(授業料、入学金その他の学費)

第65条 学生の学費は、入学金、授業料、一般施設設備資金、実験実習費及び教育充実費とし、その額は別表第3のとおりとする。

(学費の減免)

第66条 学長は、学業及び人物が優秀な学生に対しては、教授会の意見を聴いて、授業料の一部又は全部を免除することができる。

(退学の場合の学費)

第67条 退学し、又は退学を命ぜられた学生に対しては、その学期間の授業料、一般施設設備資金、実験実習費

及び教育充実費を徴収する。停学を命ぜられた場合も、同様とする。

(休学の場合の学費)

第 68 条 休学する学生に対しては、その休学期間中の一般施設設備資金の半額を徴収し、授業料、実験実習費及び教育充実費は徴収しない。

(委託学生及び科目等履修生の学費)

第 69 条 委託学生の授業料その他の学費並びに科目等履修生の授業料その他の学費及び登録料は、別表第 4 のとおりとする。

### 第 3 節 手数料

(手数料)

第 70 条 手数料の種類及び額は、別に定める。

### 第 4 節 学費の返還制限

(学費の返還制限)

第 71 条 納入した学費は、返還しない。

## 第 12 章 正規外の講座

(公開講座)

第 72 条 本学は、学術文化の普及を図るため、学外者を対象とする公開講座を開講することができる。

(課外講座)

第 73 条 本学は、必要に応じ、特殊な知識及び技能を修得させるため、正規の講座の他に課外講座を開講することができる。

(正規外講座に関する規程)

第 74 条 前 2 条で定める講座に関する規程は、別に定める。

## 第 13 章 厚生寮、学生寮及び厚生保健施設

(厚生寮)

第 75 条 本学に、セミナーハウス等の厚生寮を設置する。

(学生寮)

第 76 条 本学に、合宿所等の学生寮を設置する。

2 学生寮は、集団生活による社会的及び規律的生活の訓練をすることを目的とする。

(医務室)

第 77 条 本学に医務室を設け、教職員及び本学学生の保健衛生に関する処置を講ずる。

(体育館及び運動場)

第 78 条 本学に体育館及び運動場を設け、体育の向上に資する。

(体育協議会)

第 79 条 本学に、体育奨励の推進機関として体育協議会を置く。

## 第 14 章 補則

第 80 条 削除

第 81 条 削除

(改正)

第 82 条 この学則の改正は、学長が各学部教授会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置

(1) 第48条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		第1部	第2部
文学部	哲学科	50 (人)	
	印度哲学科	50	40
	中国哲学文学科	40	
	国文学科	140	100
	英米文学科	120	
	史学科	60	
	教育学科	60	50
	計	520	190
経済学部	経済学科	500	200
経営学部	経営学科	250	200
	商学科	250	
	計	500	200
法学部	法律学科	250	200
	経営法学科	250	
	計	500	200
社会学部	社会学科	150	130
	応用社会学科	250	
	計	400	130

(2) 文学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部、法学部第1部、社会学部第1部の総学生定員については、第48条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは次のとおりとする。

学部	学科	総学生定員		
		昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
文学部 第1部	哲学科	170	180	190
	印度哲学科	155	170	185
	中国哲学文学科	130	140	150
	国文学科	470	500	530
	英米文学科	420	440	460
	史学科	180	200	220
	教育学科	195	210	225
	計	1,720	1,840	1,960
経済学部 第1部	経済学科	1,360	1,520	1,680
		(1,400)	(1,600)	(1,800)
経営学部 第1部	経営学科	680	760	840
		(700)	(800)	(900)
	商学科	680	760	840
	計	1,360	1,520	1,680

		(1, 400)	(1, 600)	(1, 800)
法学部	法律学科	850	900	950
第1部	経営法学科	850	900	950
	計	1, 700	1, 800	1, 900
社会学部	社会学科	450	500	550
第1部	応用社会学科	850	900	950
	計	1, 300	1, 400	1, 500

(注) ( ) 内は、期間を付した入学定員を含んだ総学生定員である。

(3) 昭和60年度以前の入学生の授業料その他の学費は、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、昭和62年4月1日から実施する。
- 経過措置

工学部の総学生定員については、第48条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和64年度までは次のとおりとする。

学部	学科	総学生定員		
		昭和62年度	昭和63年度	昭和64年度
工学部	機械工学科	510	540	570
	電気工学科	430	460	490
	応用化学科	430	460	490
	土木工学科	420	440	460
	建築学科	430	460	490
	情報工学科	360	400	440
	計	2, 580	2, 760	2, 940

#### 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。

#### 附 則

- この学則は、昭和63年9月26日から実施する。
- 経過措置

昭和63年度以前の入学生の授業料その他の学費は、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和63年11月4日から実施する。

#### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から実施する。

#### 附 則

この学則は、平成元年6月22日から実施する。

#### 附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
- 平成元年度以前の入学生については、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、一般施設設備資金については、各年度の当該額に消費税法第29条に定める税率100分の3を乗じ

た額を加算する。

### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 東洋大学の工学部電気工学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず平成3年3月31日の当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第48条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		第1部	第2部
文学部	哲学科	60	
	印度哲学科	60	40
	中国哲学文学科	50	
	国文学科	160	100
	英米文学科	130	
	史学科	70	
	教育学科	70	50
	計	600	190
経済学部	経済学科	500	200
経営学部	経営学科	280	200
	商学科	280	
	計	560	200
法学部	法律学科	250	200
	経営法学科	250	
	計	500	200
社会学部	社会学科	190	130
	応用社会学科	310	
	計	500	130
工学部	機械工学科	170	
	電気電子工学科	150	
	応用化学科	150	
	土木工学科	130	
	建築学科	150	
	情報工学科	130	
	計	880	
	合 計	3,540	920

- 4 高等学校の教員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者のうち「地理歴史」及び「公民」については、平成2年度入学生から適用する。
- 5 第6条別表(1)・(2)に定める文学部第1部印度哲学科及び教育学科の基礎教育科目、専門教育科目並びに第12条別表(4)に定める文学部第1部の印度哲学科、史学科及び教育学科の卒業に必要な履修単位については、平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前の入学生については、なお従前の例による。

6 第12条別表(4)に定める文学部第2部の印度哲学科、国文学科及び教育学科並びに経済学部第2部経済学科の卒業に必要な履修単位については、昭和63年度入学生から適用し、昭和62年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第50条別表(5)については平成3年10月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。
- 3 平成3年度以前の入学生については、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、一般施設設備資金については、各年度の当該額に103分の100を乗じた額とする。

**附 則**

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第48条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		第1部	第2部
文学部	哲学科	60	
	印度哲学科	60	40
	中国哲学文学科	50	
	国文学科	170	100
	英米文学科	140	
	史学科	70	
	教育学科	70	50
	計	620	190
経済学部	経済学科	550	200
経営学部	経営学科	280	200
	商学科	280	
	計	560	200
法学部	法律学科	300	200
	経営法学科	300	
	計	600	200
社会学部	社会学科	190	130
	応用社会学科	200	
	社会福祉学科	110	
	計	500	130
工学部	機械工学科	170	
	電気電子工学科	150	
	応用化学科	150	
	土木工学科	130	
	建築学科	150	
	情報工学科	130	
	計	880	
	合 計	3,710	920

#### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成5年10月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成5年11月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成6年9月5日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学生の授業料、入学金その他の学費については、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 工学部土木工学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第48条の規定にかかわらず、工学部環境建設学科における平成7年度から平成11年度までの入学定員は、130名とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第39条、第45条及び第52条については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第52条別表(1)については、平成10年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成10年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学生の授業料その他の学費については、次項に定める場合を除き、第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成10年度以前の入学生が、平成15年度以降において修業年限を超えて在学する場合の授業料その他の学費については、第65条の規定にかかわらず、当該年度の4年次生の例による。
- 4 平成10年度科目等履修生の選考料及び登録料については、第64条及び第69条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学部第1部国文学科及び社会学部第1部応用社会学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず平成12年3

月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
		入学定員		入学定員		入学定員		入学定員	
		第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部
文学部	哲学科	54		53		52		51	
	印度哲学科	54	40	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	44		43		42		41	
	国文学科		100		100		100		100
	日本文学文化学	242		229		216		203	
	英米文学科	128		126		124		122	
	英語コミュニケーション学科	140		130		120		110	
	史学科	114		113		112		111	
	教育学科	64	50	63	50	62	50	61	50
	(計)	840	190	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	261	200	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165		165	
	社会経済システム学科	165		165		165		165	
	(計)	591	200	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	275	200	270	200	265	200	260	200
	商学科	275		270		265		260	
	(計)	550	200	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	295	200	290	200	285	200	280	200
	経営法学科	295		290		285		280	
	(計)	590	200	580	200	570	200	560	200
社会学部	社会学科	126	130	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム学科	110		110		110		110	
	メディアコミュニケーション学	122		119		116		113	
	社会心理学科	118		116		114		112	
	社会福祉学科	114		113		112		111	
	(計)	590	130	580	130	570	130	560	130
工学部	機械工学科	168		166		164		162	

	電気電子工学科	148		146		144		142	
	応用化学科	148		146		144		142	
	環境建設学科	129		128		127		126	
	建築学科	148		146		144		142	
	情報工学科	129		128		127		126	
	(計)	870		860		850		840	
国際地域学部	国際地域学科	150		150		150		150	
		2年次 25		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25		3年次 25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100		100	
[合計]		4,281	920	4,202	920	4,123	920	4,044	920
		2年次 25		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25		3年次 25	

#### 附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第39条、第45条及び第52条については、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第43条第2項、第43条の2第2項、第43条の3第3項及び第53条第2項については、平成12年度入学生から適用し、それ以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、平成12年7月1日から施行し、平成13年度入学志願者から適用する。
- 平成13年4月1日以前の入学者の検定料については、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第5条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
文学部	哲学科	53		52		51	
	印度哲学科	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	43		42		41	
	国文学科		100		100		100
	日本文学文化学科	229		216		203	
	英米文学科	126		124		122	

	英語コミュニケーション学科	130		120		110	
	史学科	113		112		111	
	教育学科	63	50	62	50	61	50
	(計)	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165	
	社会経済システム学科	165		165		165	
	(計)	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	270	200	265	200	260	200
	商学科	270		265		260	
	(計)	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	265	200	260	200	255	200
	経営法学科	265		260		255	
	(計)	530	200	520	200	510	200
社会学部	社会学科	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム学科	110		110		110	
	メディアコミュニケーション学科	119		116		113	
	社会心理学科	116		114		112	
	社会福祉学科	113		112		111	
	(計)	580	130	570	130	560	130
工学部	機械工学科	166		164		162	
	電気電子工学科	146		144		142	
	応用化学科	146		144		142	
	環境建設学科	128		127		126	
	建築学科	146		144		142	
	情報工学科	128		127		126	
	(計)	860		850		840	
国際地域学部	国際地域学科	150		150		150	
		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25	
	国際観光学科	230		220		210	
	(計)	380		370		360	

		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100	
[合計]		4,382	920	4,293	920	4,204	920
		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25	

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 文学部第2部国文学科、経営学部第1部商学科及び法学部第1部経営法学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第5条の規定にかかわらず、経営学部第1部マーケティング学科及び法学部第1部企業法学科の平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
経営学部	マーケティング学科	270		265		260	
法学部	企業法学科	265		260		255	

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第5条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
文学部	哲学科	53		52		51	
	印度哲学科	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	43		42		41	
	日本文学文化学科	229	100	216	100	203	100
	英米文学科	126		124		122	
	英語コミュニケーション学科	130		120		110	
	史学科	113		112		111	
	教育学科	63	50	62	50	61	50
	(計)	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165	

	社会経済システム 学科	165		165		165	
	(計)	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	270	200	265	200	260	200
	マーケティング学 科	270		265		260	
	(計)	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	265	200	260	200	255	200
	企業法学科	265		260		255	
	(計)	530	200	520	200	510	200
社会学部	社会学科	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム 学科	110		110		110	
	メディアコミュニ ケーション学科	119		116		113	
	社会心理学科	116		114		112	
	社会福祉学科	113	75	112	75	111	75
			3年次 10		3年次 10		3年次 10
	(計)	580	205	570	205	560	205
		3年次 10		3年次 10		3年次 10	
工学部	機械工学科	166		164		162	
	電気電子工学科	146		144		142	
	応用化学科	146		144		142	
	環境建設学科	128		127		126	
	建築学科	146		144		142	
	情報工学科	128		127		126	
	コンピューテーショ ナル情報工学科	100		100		100	
	(計)	960		950		940	
国際地域学 部	国際地域学科	150		150		150	
		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25		3年次 25		3年次 25	
	国際観光学科	230		220		210	
	(計)	380		370		360	
		2年次 25		2年次 25		2年次 25	

		3年次 25		3年次 25		3年次 25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100	
[合計]		4,482	995	4,393	995	4,304	995
		2年次 25		2年次 25		2年次 25	
		3年次 25	3年次 10	3年次 25	3年次 10	3年次 25	3年次 10

#### 附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第25条第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第1項第4号、第43条の2第1項及び第53条第2項については、平成13年1月6日から施行する。
- 3 第39条、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2、第3項別表(3)の4③、第4項別表(3)の5及び第52条については、平成13年度入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2、第50条については、平成14年度入学生から適用し、それ以前については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)の社会学部第1部社会福祉学科の教育課程表については、平成13年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成14年7月15日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)および第52条別表(1)については、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 文学部第1部印度哲学科及び第2部印度哲学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第39条別表(2)、第45条別表(3)の2、(3)の3、(3)の4、(3)の5、第52条別表(1)については、平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気電子工学科及びコンピューテーショナル情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の第5条の規定にかかわらず、国際地域学部国際地域学科の平成17年度から平成19年度までの入学定員及び編入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		入学定員	入学定員	入学定員
国際地域学部	国際地域学科	180	180	180
		2年次 25	2年次 0	2年次 0
		3年次 25	3年次 25	3年次 0

4 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、第4項別表(3)の5及び第52条別表(1)については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)及び第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、ライフデザイン学部健康スポーツ学科の平成17年度入学生が、中学校教諭1種免許状(保健体育)及び高等学校教諭1種免許状(保健体育)を取得するために、第39条第1項別表(2)及び第45条第1項別表(3)の2の科目を履修する場合においては、この限りではない。

**附 則**

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生の学費については、第65条別表(4)の3の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該者が平成21年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する4年次生の学費を適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)及び第45条別表(3)の1については、平成19年度入学生から適用し、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)のライフデザイン学部人間環境デザイン学科の教育課程表は、平成18年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第39条第1項別表(2)、第45条別表(3)の1・2、第52条別表(1)、第55条及び第65条別表(4)の3については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 経済学部第1部社会経済システム学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2及び第52条別表(1)については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の2、第3項別表(3)の4及び第52条別表(1)については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成20年7月22日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生の授業料その他の学費については、第65条別表(4)の3の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該者が平成24年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する4年次生の学費を適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、電子情報工学科、応用化学科、環境建設学科、建築学科、情報工学科、コンピュータシヨナル工学科及び機能ロボティクス学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、第3項別表(3)の4、第4項別表(3)の5、第5項別表(3)の6、第6項別表(3)の7、第52条別表(1)、第55条及び第65条別表(4)の3については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第45条第8項別表(3)の9については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）および第45条第4項別表（3）の5については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表（2）、第45条第7項別表（3）の8及び第52条別表（1）については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表（2）の文学部第2部教育学科教育課程表については、平成20年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条、第39条第1項別表（2）、第45条第1項別表（3）の1、第52条別表（1）及び第65条別表（4）の3については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）および第45条第1項別表（3）の1については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第45条第1項別表（3）の2については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）および第45条第1項別表（3）の2については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）については、平成21年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表（2）については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第39条第1項別表(2)については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第45条第1項別表(3)の2および第45条第5項別表(3)の6については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)のうち、生命科学部各学科の教育課程表については、平成21年度以降の入学生に適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部、法学部第1部、社会学部第1部、国際地域学部国際地域学科国際地域専攻、国際地域学部国際観光学科、文学部第2部、経済学部第2部、経営学部第2部、法学部第2部、社会学部第2部は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 第45条第1項別表(3)の1、同第2項別表(3)の3、同第3項別表(3)の4、同第4項別表(3)の5および第52条別表(1)については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条同第4項別表(3)の5および同第6項別表(3)の7については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 文学部第1部インド哲学科、中国哲学文学科、文学部第2部インド哲学科及び生命科学部食環境科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第4条、第5条、第45条、第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、同項別表(3)の2、同第8項別表(3)の9、同第9項別表(3)の10、同第10項別表(3)の11、第52条別表(1)については、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の2、同3項別表(3)の4、同第7項別表(3)の8、第52条別表(1)については、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。第82条については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第52条別表(1)については、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める入学定員については、平成 27 年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前の入学生については、改正前の学則第 39 条、第 45 条各項、第 52 条及び第 82 条の規定を適用し、改正後の学則第 42 条第 3 項は適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生の学費については、第 65 条別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該者が平成 32 年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する 4 年次生の学費を適用する。
- 3 第 68 条に定める休学の場合の学費については、平成 29 年度の在校生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部第 1 部英語コミュニケーション学科、国際地域学部国際地域学科及び国際地域学部国際観光学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第 5 条に定める入学定員については、平成 29 年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

入学検定料（留学生を除く。）		35,000円
入学検定料 （同一日程複数出願可能入試）	1出願	35,000円
	2出願以上	上記の金額に1出願毎 20,000円を加算
入学検定料（留学生）		10,000円
入学検定料（大学入試センター試験利用）	2出願まで	20,000円
	3出願以上	上記の金額に1出願毎 10,000円を加算
入学検定料（2段階選考）	第1次選考	10,000円
	第2次選考	25,000円
入学検定料（外部試験利用入試）		20,000円

別表第 2

転部・転科検定料		10,000円
----------	--	---------

別表第3

(単位 円)

	文(教育学科初等教育専攻を除く。)・経済・経営・法・社会(メディアコミュニケーション・社会心理・社会福祉学科を除く。)各学部第1部	文学部第1部教育学科初等教育専攻	社会学部第1部メディアコミュニケーション学科	社会学部第1部社会心理学科
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
授業料	710,000	820,000	710,000	710,000
一般施設設備資金	220,000	250,000	220,000	220,000
実験実習費				
教育充実費			10,000	15,000

(単位 円)

	社会学部第1部社会福祉学科	文・経済・経営・法・社会各学部第2部	理工学部	国際学部グローバル・イノベーション学科・国際地域学科国際地域専攻	国際学部国際地域学科地域総合専攻
入学金	250,000	180,000	250,000	250,000	180,000
授業料	710,000	430,000	990,000	780,000	430,000
一般施設設備資金	220,000	100,000	260,000	220,000	100,000
実験実習費			85,000		
教育充実費	25,000				

(単位 円)

	国際観光学部	生命科学部	ライフデザイン学部生活支援・健康スポーツ学科	ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	総合情報学部
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
授業料	780,000	990,000	830,000	880,000	930,000
一般施設設備資金	220,000	260,000	200,000	260,000	260,000
実験実習費		80,000		70,000	40,000
教育充実費					

(単位 円)

	食環境科学部	情報連携学部
入学金	250,000	250,000
授業料	990,000	990,000
一般施設設備資金	260,000	260,000
実験実習費	80,000	
教育充実費		

## 別表第 4

(単位 円)

委託学生	授業料（科目等履修料）週 1 時限開講の半期科目 1 科目につき	20,000
科目等履修生	選考料	20,000
	登録料	10,000
	授業料（科目等履修料）週 1 時限開講の半期科目 1 科目につき	20,000